

入札公告

条件付一般競争入札（事後審査型）

次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行いますので、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）第26条に基づき公告します。

なお、本件は書面による入札とします。

令和4年5月20日

尾道市病院事業管理者 突沖 満則

1 工事名

令和4年度公立みつぎ総合病院・保健福祉総合施設 改修工事

2 工事場所

尾道市御調町地内（公立みつぎ総合病院：尾道市御調町市124番地）

（保健福祉総合施設：尾道市御調町高尾1348番地6）

3 工事概要

病院：3階事務室移転改修工事、熱源改修工事、手術室空調機改修工事

総合施設：ケアハウスEV改修工事、介護老人保健施設「みつぎの苑」給湯機改修工事

※病院は診療継続工事。保健福祉施設は、入居者在住しながらの工事

新型コロナ、インフルエンザ等院内感染対策を考慮した工事

4 工期（予定）

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

5 予定価格

事後公表（契約締結後公表する。）

6 建設工事の種類

建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式

7 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、(2)から(7)までの要件は、それぞれ特記してある場合を除き、上記6の建設工事についてのものとする。

| | |
|---|--|
| (1) 令和3・4(2021・2022)年度尾道市建設工事入札参加資格者として認定されている業種 | 建築工事 |
| (2)建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の許可（特定建設業許可）の要否 | 必要 |
| (3)客観点数 ※令和3・4(2021・2022)年度尾道市建設工事入札参加資格認定通知書における客観点数（入札参加資格者名簿における総合評点） | Aランク 1000点以上 |
| (4)年平均完成工事高 ※令和3・4(2021・2022)年度尾道市建設工事入札参加資格審査申請時の総合評定値通知書の年平均完成工事高（消費税及び地方消費税相当額を除く。） | 10億円以上 |
| (5)建設業法第3条第1項の営業所の所在地 ※ 建設業の許可を受けた営業所等の所在地 | ①尾道市内に本店、又は入札・契約に関する権限を委任された営業所を有する者。 ②広島県内に本店、又は入札・契約に関する権 |

| | |
|--|---|
| | 限を委任された支店を有する者。 |
| (6)元請施工実績 ※右欄に掲げる事項のほか、別紙「尾道市条件付一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」1(3)の要件を満たすこと。 | 病院の新築、又は改修工事実績で病床200床以上の工事経験を有する者。 |
| (7)配置技術者に係る要件 ※右欄に掲げる事項のほか、別紙「尾道市条件付一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」1(4)、6の要件を満たすこと。 | 次に該当する技術者を専任で配置できる者。 建設業法第15条第2号イに該当する者(1級建築士、又は1級施工管理技士)で監理技術者の資格を有する者。 病床200床以上の病院の新築工事、又は改修工事の経験を有する者。 診療継続病院、及び入居者在住しながらの改修工事の経験を有する者。 |
| (8)設計業務等の受託者との関係 右欄に掲げる本件工事に係る設計業務等の受託者以外であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。 ①当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する。 ②当該受託者の出資総額の過半数を有する。 ③代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。 | 大旗連合建築設計株式会社 (広島市中区大手町3-8-24) |
| (9)前各号のほか、別紙「尾道市条件付一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」1(2)の要件をすべて満たすこと。 | 必要 |

8 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり配布する。

| | |
|--------|---|
| ① 配布期間 | 令和4年5月20日から令和4年5月31日までの毎日(休日を除く。)午前9時から午後4時まで ※休日とは、尾道市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条第1項の休日をいう。以下同じ。 |
| ② 配布場所 | 公立みつぎ総合病院(尾道市御調町市124番地)2階 施設資材課 |
| ③ 配布方法 | 「設計図書配布申込書」と引き換えに配布する。 ※設計図書はCDにPDF形式で記録。 ※設計図書配布期間内に設計図書を受領していない者のした入札は無効とする。 |

(2) 設計図書にかかる質問・回答

| | |
|----------|--|
| ① 質問方法 | 指定様式により、書面にて提出すること。FAXでも可とする。ただし、送信した旨を担当者に連絡すること。 |
| ② 質問提出先 | 8(1)②に同じ |
| ③ 質問受付期限 | 令和4年5月31日 午後4時まで(必着) なお、受付期限後の質問は受け付けない。 |
| ④ 回答方法 | 令和4年6月6日以降、ホームページ及び施設資材課において閲覧に供する。 |

9 入札

| | |
|--------|-----------------------------------|
| ① 入札日時 | 令和4年6月10日午前10時 |
| ② 入札場所 | 公立みつぎ総合病院（尾道市御調町市124番地） 5階 講義室 |

10 開札

| | |
|--------|------|
| ① 開札日時 | 9に同じ |
| ② 開札場所 | 9に同じ |

11 資格要件確認書類の提出

資格要件確認書類提出依頼書又は電話連絡等により資格要件確認書類の提出を求められた者は、次のとおり提出すること。

| | |
|--------|--|
| ① 提出期間 | 資格要件確認書類提出依頼書又は電話連絡等を受けた日から、指定された提出期限の日時まで（休日を除く。） |
| ② 提出方法 | 持参して提出 |
| ③ 提出場所 | 8(1)②に同じ |

12 提出書類

| | | | | |
|---|------------------------------------|---------------|----|---|
| ① | 資格要件確認書類 | 資格要件確認書類提出書 | 1部 | |
| ② | | 誓約書 | 1部 | |
| ③ | | 技術者の資格・工事経験調書 | 1部 | 技術者の資格・工事経験調書に記載された必要書類を添付のこと。 |
| ④ | | 建設工事施工実績証明書 | 不要 | |
| ⑤ | 媒体提出通知書及び写し (持参する資格要件確認書類がある場合) | | 1部 | 書面又はCD-R等により持参する資格要件確認書類がある場合は、その写しを持参する資格要件確認書類と併せて提出すること。 |

提出書類等入手先 (<http://www.mitsugibyoin.com/>)

トップページ⇒新着情報⇒建設工事等（入札）

13 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定を適用する（「低入札価格調査制度」の対象工事である。）。調査基準額を下回った入札を行った者は、「適正な履行確保の基準」（尾道市低入札価格調査制度事務取扱要領別記）のすべてを満たさなければ、原則として最低の価格で入札した者であっても落札者とならない。

資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない者は落札者とししない。

14 工事内訳書の提出について

入札の際に工事内訳書を添付すること。提出された内訳書に不備がある場合は入札を無効とすることがある。

15 支払条件

前払金あり（請負金額の40%以内とする。）

中間前金払あり（請負金額の20%以内とする。）

16 その他

(1) 前各項に掲げるもののほか、別紙「尾道市条件付一般競争入札(事後審査型) 公告共通事項」による。
ただし、本文中の「市長」は「病院事業管理者」に読み替え、10 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約(4)は適応除外とし、2入札方法等(1)は全文を「入札参加者は、書面による入札を行う。」に読み替え、2 入札方法等(2)は不要とし、2 入札方法等(5)及び7 落札者の決定方法(4)の文中「電子入札システムによる電子くじを実施し」は「くじにより」に読み替える。

(2) その他の尾道市の入札に関する規程についても、電子入札システム利用の規定にかかわらず、本件は書面入札のみとし、同価格入札者が二人以上あるときは開札時に「くじ」によって順位を決定するものとする。

(3) 本件工事に関しては、各種感染症への十分な配慮を行う事とする。

17 問い合わせ先

公立みつぎ総合病院 施設資材課（尾道市御調町市124番地 電話 0848-76-1111）

尾道市条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。

(2) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合は、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員）は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。

イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がされていること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。

オ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成21年9月1日施行）別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。

(3) 元請施工実績とは、平成19年4月1日以降完了検査が終了している国、地方公共団体及び当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）発注の工事をいうものとする。なお、「民間工事可」と記載されている場合の元請施工実績は、平成19年4月1日以降完了検査が終了している工事をいうものとする。

(4) 配置技術者の施工実績を問う場合においては、(3)の規定を準用するものとする。

(5) 入札に参加する者に必要な資格において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が否とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となる場合がある。この場合には、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければならない。

(6) 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を用いる場合は、20%以上の出資比率のものに限る。また、この場合、「請負金額、規模、その他入札参加資格に定めたもの（数値等）」は、全体の規模に出資比率を乗じたものを施工実績としてみなす。

(7) 工事成績評定点を問う場合においては、公告で指定する年度に完成検査を行った同種工事における、尾道市工事成績評定要領に基づく工事成績評定点（以下「評定点」という。）を対象とし、平均点とは、評定点の合計を、その件数で除したものとする。なお、特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点は対象としない。

2 入札方法等

(1) 入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書を提出する。ただし、尾道市電子入札実施要領（平成20年4月1日施行）で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、書面による入札を行うことができる。

(2) (1) の書面による入札を行う者は、指定した入札期間内に3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。

- ア 提出者の商号又は名称
- イ 入札書が在中している旨
- ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

(3) 電報又は郵送による入札は、認めない。

(4) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

- ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- イ 入札に際しての注意事項に違反した入札を行ったとき。
- ウ 設計図書を受領していない者が入札を行ったとき。

エ 尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）第32条第1項各号のいずれかに該当する場合

(5) 開札の結果、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札者の決定を保留し、開札手続きを終了するものとする。その場合において、最低価格入札者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、一人の落札候補者を選定するものとする。

(6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）、又は、資格要件の確認の結果、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、尾道市契約規則第33条の規定に基づき再度入札を行うものとする。

(7) 入札の回数は2回を限度とし、原則として1日で行うものとする。ただし、入札参加資格の審査において入札を無効と決定されたことにより再度入札を行うこととなった場合はこの限りでない。

3 入札保証金

免除する。

4 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない（提出しない者は、当該入札を無効とする。）。

(2) 工事費内訳書の記載内容及び様式は別に指定する。

(3) 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書き換え又は撤回することができない。

5 資格要件確認書類の提出

(1) 開札手続きの終了後、落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めるものとする。

(2) 当該書類の提出を求められた落札候補者は、入札公告に定める提出書類を指定する期限までに提出しなければならない。

(3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号に該当する場合には、その者は資格

要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、当該入札参加者に対し指名除外措置を行うことがある。

- ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- イ 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合
- ウ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
- エ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

(4) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

(5) 入札を無効とする旨の通知を市長から受けた者は、その理由の説明を求めることができる。

6 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

(1) 資格要件で技術者を「専任で配置できる者」とある場合においては、次の要件を満たすこと。

ア 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事を除き、他の工事の主任技術者等として配置されていないこと。

イ 建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、2件（本件工事を除く。）以上の公共工事の主任技術者等として配置されていないこと。

ウ 主任技術者等として管理する工事の施工場所（本件工事を除く。）は、全て尾道市内であること。

(2) 資格要件で技術者を「専任で配置できる者」とない場合は、次のとおりとする。

ア 請負金額500万円（税込み。以下請負金額について同じ。）未満（建築一式工事は1,500万円未満）の工事のみに配置する場合は、兼務できる件数に制限はないものとする。

イ 本件工事又は現に技術者として従事中の工事のいずれかが請負金額500万円以上3,500万円未満（建築一式工事は請負金額1,500万円以上7,000万円未満）の工事である場合は、兼務できる件数は本件工事を含め5件までとする（災害復旧工事は件数に含まない）。

ウ 営業所の専任技術者を兼務する場合は、金額にかかわらず兼務できる件数は4件までとする。

(3) 資格要件で「監理技術者の資格を有する者」とある場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。

(4) 配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。

(5) 現場代理人は入札参加者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

(6) 現場代理人は他の工事の現場代理人及び営業所の専任技術者であつてはならない。ただし、監督員と携帯電話等で常に連絡がとれるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員等の求めにより速やかに工事現場に向かう等適切な対応が可能であつて、次のアからウのいずれかに該当する場合は、他の工事の現場代理人との兼務を認める。

ア 施行場所が尾道市内の請負金額500万円未満の工事

イ 技術者の専任配置を要しない工事で次の①から③の条件をすべて満たす場合において、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得た場合

- ①請負金額500万円以上3,500万円未満(建築一式工事にあつては7,000万円未満)の公共工事であること
- ②兼務する工事件数が本件工事を含めて5件以内であること(災害復旧工事は件数に含まない)
- ③兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

ウ 次のいずれかに該当する期間

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②建設工事請負契約約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- ④工事現場が完了し、完成届提出後竣工検査までの期間
- ⑤その他、特に発注者が認めた期間

(7) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、資格要件確認書類を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数(3人を限度とする。)を記載することができる。

(8) 資格要件確認書類を提出する時において他の工事に従事中である技術者が公告に定める件数(6(1)及び(2)に定める件数)を超えて配置されることとなる場合は、次の場合に限り記載することを認めるものとする。

ア 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査が開札日の前日までに終了している場合

イ 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査を契約締結日までに行われることが決定している場合

(9) (8)のイの場合であっても、その工事の完成検査が延期された場合には、配置予定技術者を配置することができないものとして指名除外措置を行うことがある。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

(10) 資格要件確認書類の提出期限以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。

(11) 落札後、配置予定技術者を配置することができない場合は、指名除外措置を行うことがある。

(12) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で途中交代するものとして、別の技術者を配置しても差し支えないものとする。その場合、資格要件確認書類のうち「技術者の資格・工事経験調書」は、それぞれの技術者について提出するものとする。なお、技術者を「専任で配置できる者」とある場合においては、現場施工について専任を義務付けるものとし、工場製作については「工場製作においても専任を要する」旨記載がある場合を除き、専任を義務付けない。

(13) 落札後、工事の施工に当たって、資格要件確認書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

(14) 資格要件で、技術者を「専任で配置できる者」とある場合においては、入札の結果、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となる場合においても、

契約工期中は当該技術者を専任で配置しなければならない。

7 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、その結果、資格要件を満たしていることが確認できるときは、その者を落札者として決定するものとする。

(2) 落札者の決定は、原則として開札時間の早いものから順に行うものとし、その際の配置予定技術者の専任要件は、入札公告における開札日時の早いものを優先することとする。

(3) 落札候補者が資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者の入札を無効とし、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札者が決定するまで行うものとする。

(4) (3) の場合において、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、一人の落札候補者を選定するものとする。なお、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度入札を行うものとする。

(5) 落札者を決定した場合は、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

8 契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出により、契約保証金の納付を免除する。

9 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

(1) 落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。

(2) (1) の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外措置の対象とする。

(3) (1) の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出をしないまま落札決定の日から7日を経過した場合も、原則として、(2) と同様とする。

10 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約

(1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請契約（同法第2条第4項に規定する下請契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) (1) の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と一時契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であって発注者が必要で

あると認める場合には、当該社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内（原則1か月）に、当該社会保険等未加入建設業者が（1）に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

（3）受注者が（1）の規定に違反していると発注者が認める場合または（2）の前段の規定により発注者が必要であると認めたにもかかわらず、受注者が（2）の後段に規定する期間内（原則1か月）に確認書類を提出しなかった場合には、受注者は、発注者の請求に基づき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した一次下請契約の最終請負代金の額の10分の1に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（4）発注者は、受注者が（3）の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

1.1 その他

（1）入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（3）提出された書類は返却しない。